

平成27年度埼玉県グローバル人材向けインターンシップ実施要領

1 目的

海外留学を終え帰国した「埼玉発世界行き」奨学生（以下「帰国奨学生」という。）及びグローバル人材育成センター埼玉運営協議会会員大学に在籍している外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）が、将来活躍したい企業や団体でのインターンシップを行うことにより、グローバル社会で活躍するために必要な「実践力」を養うことを目的とする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 将来、帰国奨学生及び外国人留学生がグローバル社会で活躍するために必要な「実践力」を養うために、埼玉県（以下「県」という。）が実施する県内外企業や団体における一定期間の就業体験を行うことをいう。
- (2) インターンシップ生 インターンシップに参加する帰国奨学生及び外国人留学生をいう。
- (3) 受入企業等 インターンシップ生を受け入れる県内外の企業や団体をいう。

3 インターンシップの実施時期、実施期間

平成27年7月から平成28年3月下旬までの間で、概ね5日間以上で実施する。

4 インターンシップの内容

事業の目的を踏まえ、受入企業等が定める。

5 受入企業等の要件

- (1) インターンシップ生の指導に当たる担当者を配備し、責任を持ってインターンシップの場を提供できる体制が整っていること。
- (2) この要領に基づくインターンシップの実施に当たり、協力申込書（様式1）及び募集情報（様式2）を県に提出すること。

6 応募対象者

以下のいずれかの者とする。

- (1) 帰国奨学生
- (2) 外国人留学生

7 申込み

インターンシップの申込みをしようとする帰国奨学生及び外国人留学生は、申込書（様式3）に必要な事項を記入し、所定の期日までに県に提出するものとする。

8 選考

インターンシップ生の選考は、原則として県が書類選考及び面接によって実施する。その結果については、当該インターンシップ生、受入企業等及びインターンシップ生在籍大学に連絡する。

9 インターンシップ生の責務

- (1) インターンシップ生としての自覚を持ち、受入企業等の諸規則、規範を順守し、インターンシップに専念する。
- (2) 保険の加入
インターンシップ生は、必要な傷害保険及び賠償保険に加入する。
- (3) 誓約書の提出
インターンシップ生は、インターンシップ実施前に、監督者の指示の順守、守秘義務、保険の加入等について定めた誓約書（様式4）を、在籍大学及び県を経由して受入企業等に提出する。
但し、帰国奨学生の場合は、在籍大学を経由しない場合があるものとする。

10 覚書の締結

原則として、インターンシップ生在籍大学と受入企業等で別紙様式により覚書を締結する。但し、受入企業等や在籍大学との調整により他の形式による場合を妨げない。

11 報告書の提出

インターンシップ生は、インターンシップ終了後、報告書（様式5）を在籍大学及び県を經由して受入企業等に提出する。

但し、帰国奨学生の場合は、在籍大学を經由しない場合があるものとする。

12 事務の委託

県は、当事業に係る事務を外部に委託することができる。

附 則

この要領の適用期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。